

令和7年第10回住田町議会定例会会議録

議事日程(第3号)

令和7年6月13日(金)午前10時開議

- 日程第 1 報告第1号
令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 2 報告第2号
令和6年度事故繰越し繰越計算書の報告について
- 日程第 3 承認第1号
令和6年度住田町一般会計補正予算(第10号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 4 承認第2号
令和6年度住田町介護保険特別会補正予算(第4号)の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 5 承認第3号
住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 6 承認第4号
住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第1号
子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第2号
令和7年度住田町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第3号
令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第4号
令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議案第5号
令和7年度住田町簡易水道事業会計補正予算(第1号)

日程第 1 2 議案第 6 号

令和 7 年度住田町下水道事業会計補正予算（第 1 号）

日程第 1 3 議案第 7 号

防災行政無線同報系再送信子局設備等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

日程第 1 4 議案第 8 号

令和 7 年度住田町一般会計補正予算（第 2 号）

日程第 1 5 請願審査報告

請願第 1 号

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願

日程第 1 6 発委第 1 号

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（12名）

1 番	金 野 千 津 君	2 番	荻 原 勝 君
3 番	佐々木 初 雄 君	4 番	佐々木 信 一 君
5 番	瀧 本 正 徳 君	6 番	村 上 薫 君
7 番	阿 部 祐 一 君	8 番	林 崎 幸 正 君
9 番	菊 池 孝 君	1 0 番	高 橋 靖 君
1 1 番	水 野 正 勝 君	1 2 番	佐々木 春 一 君

欠席委員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 神 田 謙 一 君 教 育 長 松 高 正 俊 君

.....

副町長	小向正悟君	総務課長 兼選挙管理 委員会書記長	横澤広幸君
住民税務課長兼 会計管理者	鈴木絹子君	企画財政課長	高萩政之君
保健福祉課長 兼地域包括支 援センター長	千葉英彦君	建設課長	佐々木淳一君
農政商工課長兼 農業委員会 事務局長	菊田賢一君	林政課長	佐々木暁文君
教育次長	多田裕一君		

事務局職員出席者

議会事務局長	菅野享一	係長	萩野映理
--------	------	----	------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（佐々木春一君） ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（佐々木春一君） これから諸般の報告をします。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

◎日程第1 報告第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第1、報告第1号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 報告第1号 令和6年度繰越明許費繰越計算書を別紙のとおり調整いたしましたので御報告いたします。

一般会計、1款議会費、1項議会費は、議会タブレット導入事業に関わるもので、繰越額は1,399万8,000円。財源内訳は全額一般財源であります。

3款民生費、1項社会福祉費は、物価高騰緊急支援給付金事業に関わるもので、繰越額は279万6,000円。財源内訳は全額未収入特定財源の国県支出金であります。

7款商工費、1項商工費は、使って応援住田チケット2025発行事業に関わるもので、繰越額は2,408万2,000円。財源内訳は全額未収入特定財源の国庫支出金であります。

8款土木費、1項道路橋りょう費は、道路等改良事業に関わるもので、繰越額は4,06

9万3,000円、財源内訳は、既収入特定財源が6万4,000円、未収入特定財源の地方債が4,060万円、一般財源が2万9,000円であります。

9款消防費、1項消防費は、避難所環境改善事業に関わるもので、繰越額は1,263万4,000円。財源内訳は未収入特定財源の国県支出金が603万円、一般財源が660万4,000円であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 1点だけ質問いたします。9款の消防費の避難所環境改善事業1,263万4,000円についてであります。大船渡市の林野火災、あるいはその前には能登半島沖地震ということで大きな災害があったわけですが、それに関わっての避難所の環境改善を図っていくということかと思えます。この1,263万4,000円でどのような避難所の改善が図られるのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 避難所の環境改善というところでございますけれども、こちらは3月の臨時会でも答弁差し上げておりますが、プラグインハイブリッド1台とですね、あとは自動ラップ式トイレ15台、あとはスポットエアコン10台、あとは屋外用物置1台を購入しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、国のほうの指針が出ておるわけですが、避難所の改善についてですね。被災者が過ごすスペースですね。1人当たり最低でも畳2畳分にするとか、あるいは女性用のトイレは男性用の3倍に整備するとか、入浴施設は50人に1か所ぐらい設置するとか、具体的に国のほうで指針を示しておるわけですが、今回の予算の中ではまだこれができないということで、次に考えるということによろしいですか。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 今の村上議員のお話であれば、もう抜本的な改修とかが必要ではないかというふうな形かと思えますけれども、そういった交付金ですね、そういうメニューもございまして、後々には避難所の部分について学校施設であったりとか体育館の改修と

か、そういったものに向けて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これで、報告第1号 令和6年度繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第2 報告第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第2、報告第2号 令和6年度事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告の朗読を省略して、報告の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 報告第2号 令和6年度事故繰越し繰越計算書を別紙のとおり調製いたしましたので御報告いたします。

一般会計、10款教育費、3項中学校費は、住田中学校消防用設備修繕に関わるもので、繰越額は76万2,000円。財源内訳は全額一般財源であります。

以上で報告を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これで、報告第2号 令和6年度事故繰越し繰越計算書の報告についてを終わります。

◎日程第3 承認第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第3、承認第1号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、承認の内容について説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 承認第1号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第10号）

の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回、専決処分した補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億3,421万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億2,509万3,000円としたものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は11ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、8款環境性能割交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金の増額または減額については、それぞれ額の確定によるものであります。

14款国庫支出金44万2,000円の減は、結婚新生活支援事業費補助金80万円の減が主なものであります。

15款県支出金233万4,000円の減は、移住支援事業費補助金153万円の減が主なものであります。

16款財産収入193万9,000円の減は、町有林立木売払い代金568万7,000円の減が主なものであります。

17款寄附金1,044万7,000円の増は、指定寄附金の増によるものであります。

18款繰入金125万5,000円の減は、まちづくり応援基金繰入金の減によるものであります。

20款諸収入714万7,000円の増は、民間企業派遣研修人件費負担金574万7,000円の増が主なものであります。

21款町債1,260万円の減は、過疎地域持続的発展790万円の減が主なものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

4ページをお開き願います。なお、詳細は16ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2款総務費1,387万1,000円の減は、移住支援金200万円の減が主なものであ

ります。

3款民生費2,928万7,000円の減は、介護給付費869万2,000円の減が主なものであります。

4款衛生費1,679万2,000円の減は、保健医療介護連携体制構築事業費補助金544万8,000円の減が主なものであります。

6款農林業費816万円の減は、森林環境保全直接支援事業委託料の減が主なものであります。

7款商工費48万2,000円の増は、使って応援住田チケット2025発行等業務委託料の増によるものであります。

8款土木費1,400万9,000円の減は、道路維持業務委託料の減が主なものであります。

9款消防費983万5,000円の減は、消防団員報酬751万円の減が主なものであります。

10款教育費1,038万8,000円の減は、電気温水器ユニット熱源機更新工事費の減が主なものであります。

13款諸支出金2億4,093万4,000円の増は、財政調整基金積立金2億4,611万7,000円の増が主なものであります。

14款予備費486万1,000円の減は、予算調整によるものであります。

次に、繰越明許費の補正を第2表により御説明いたします。

6ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

7款商工費、1項商工費、使って応援住田チケット2025発行事業は48万2,000円増額し、2,408万2,000円にしたものであります。

次に、地方債の補正を第3表により御説明いたします。

7ページをお開き願います。

今回の補正は変更であります。

橋りょう補修事業は220万円減額し、2,630万円に。過疎地域持続的発展特別事業は790万円減額し、4,810万円に。緊急自然災害防止対策事業は250万円減額し、7,970万円にしたもので、起債の方法、利率、償還の方法については、補正前と同じであります。

以上、令和6年度住田町一般会計補正予算（第10号）は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

2番、萩原 勝君。

○2番（萩原 勝君） 14ページ、20款諸収入、5項雑入、4目学校給食費徴収金で230万9,000円、学校給食費徴収金について伺います。

これは給食費の値上げということなのか、それとも転入生等がたくさん来たということなのか、どういうことであるのか伺いたしたいと思います。

それから、2点目。16ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費の6目企画費の中の18節負担金補助金及び交付金の中の移住支援金200万円のマイナス補正について伺います。令和6年度でどのような実績があってマイナス200万円の補正になったのか。内容、金額、世帯数と実績について伺いたしたいと思います。

3点目、21ページ、13款諸支出金、1項基金費の3目財政調整基金積立金2億4,611万7,000円について伺います。内訳の詳細について伺いたしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 教育次長、多田裕一君。

○教育次長（多田裕一君） 給食徴収費につきましてお答えをいたします。

まず、給食費につきましては値上げはしておりません。メニュー等につきましても変更等しておりません。

ちょっと御説明いたしますと、学校給食費の徴収金につきましては、給食の賄い材料費に充当しております。昨今の原材料の高騰もありまして、費用が不足する分は町の一般財源で補填しているところでございます。

歳入につきましては、学校給食費等につきましては、少し低めに積算をし予算措置しております。今般も低めに予算措置をいたしましたが、住田高校の生徒数、それから食数等の影響によりまして、確定値としまして200万円増額したわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは2点目、3点目についてお答えをいたします。

まず、1点目の16ページ、移住支援金200万円の減ですけれども、こちらは令和6年度に対象となる世帯等からの申請がなかったことから、当初予算で措置しておりました200万円を全額減額したものでございます。

続きまして、3点目の21ページ、財政調整基金積立金の増額ですけれども、財政調整基金につきましては、特定の目的を持った基金ではございませんで、今回の補正予算で歳入、歳出それぞれ調整した結果、財源余剰が見込まれる分といたしまして、当該補正の額の増額をしたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） 1点目については、1件1件が値上げされたということではないということに安心をいたしました。昨今の報道でも空揚げ1個の給食とか、そういうのが話題になっておりますので、そういうことにならないように気をつけて配慮していただきたいなというふうに思います。

2点目について。これについても実績がなかったことによる減額ということなので、一般質問でも移住定住についても質問いたしました。今後取り組んでいただきたいなというふうに考えます。

それから3点目。

○議長（佐々木春一君） 質問者に申し上げますが、あくまでも補正予算の結果についての質問でありますから意見にならないように、感想と意見にならないように配慮して質問をお願いいたします。

では、3点目。

○2番（荻原 勝君） 3点目について、2億4,000万円以上という積立金の増額ですが、実質的には先日の裁判の和解金、これを含むものと捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 先ほど答弁の中で、歳入歳出全体の調整の中で財源余剰が見込まれる分を積立金として計上したというふうにお話をさせていただきました。今回の補正予算全体で見ますと、歳入につきましては特別交付税の増額が多額になっているということですとか、歳出については、主に執行残分を減額したというところの歳入の増額、歳出の減額分がプラス・マイナスとなって、おおむね積立金の額が財源余剰として見込まれたところでございますので、議員御質問の和解金等がこの中に入っているというようなものでは

ございません。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから承認第1号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第1号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

これで、承認第1号 令和6年度住田町一般会計補正予算（第10号）の専決処分に関し承認を求めることについてを終わります。

◎日程第4 承認第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第4、承認第2号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

承認案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 承認第2号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについて御説明いたします。

今回専決処分した補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ10億3,570万9,000円としたものです。

初めに、補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

2ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2.歳入を御覧ください。

3款国庫支出金344万4,000円の増は、国庫補助金の増によるものです。

4款支払基金交付金18万4,000円の減は、支払基金交付金の減によるもの。5款県支出金74万8,000円の減は、県補助金の減によるもの。7款再繰入金450万6,000円の減は、一般会計繰入金の減によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3.歳出を御覧ください。

2款保険給付費328万1,000円の減は、介護給付費280万2,000円の減が主なものです。

4款基金積立金207万6,000円の増は、介護給付費準備基金積立金の増によるものです。

5款地域支援事業84万3,000円の減は、介護予防生活支援サービス給付費31万1,000円の減が主なものです。

7款諸支出金5万4,000円の増は、地域支援事業過年度負担金返還金の増によるものです。

令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算(第4号)は、緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、令和7年3月31日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものです。

以上で説明を終わります。

○議長(佐々木春一君) これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長(佐々木春一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第2号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第2号は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第2号 令和6年度住田町介護保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第5 承認第3号

○議長（佐々木春一君） 日程第5、承認第3号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 承認第3号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法等が改正されたことに伴い、軽自動車税種別割税率の区分の改正とその他所要の改正を専決処分によりしたものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

1ページをお開きください。

第36条の2、第9項及び第63条の2は、行政手続における特定の個人を識別するための番号法の利用等に関する法律の改正に伴い項ずれ等を改正したものです。

第82条第1号アからオの改正は、軽自動車税種別割の区分に排気量50cc以上125cc以下で、現行原付と同程度に性能を抑えた二輪車の規定をウに追加し、以下、符号の繰下げ等の整備をしたものです。

2 ページをお開きください。

第 89 条第 2 項第 2 号は、番号法の改正に伴う項ずれを改正したものです。

同じく第 5 項の改正は、軽自動車税種別割の区分見直しに伴い、減免申請書の記載事項に規定の整備をしたものです。

3 ページをお開きください。

第 90 条第 2 項から第 5 項の改正は、マイナ免許証の運用開始に伴う減免申請時の運転免許書提示の義務に係る規定等の整備のため、第 3 項を追加し、以下項を繰下げしたものです。

第 139 条の 3 第 2 項の改正は、特別土地保有税の減免の申請期限を納期限までとし、番号法の改正に伴う項ずれを改正したものです。

4 ページをお開きください。

本則制定附則第 10 条の 2、第 15 項及び第 16 項の改正は、法改正に伴う項ずれを改正したものです。

第 10 条の 3、第 13 項及び第 14 項の改正は、特定マンションに係る特例について申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には特例を適用できることとする規定等を追加したものです。

附則です。

第 1 条は、この条例は施行規則を令和 7 年 4 月 1 日と規定したものです。

第 2 条は、条例による改正後の固定資産税に関する部分は、令和 7 年度以降に適用し、令和 6 年度分までは従前の例とする経過措置を規定したものです。

第 3 条は、条例による改正後の軽自動車税の種別割に関する部分は、令和 7 年度以降に適用し、令和 6 年度分までは従前の例とする経過措置を規定したものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第3号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、承認第3号 住田町税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第6 承認第4号

○議長（佐々木春一君） 日程第6、承認第4号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 承認第4号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等が改正されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税額等の課税限度額の引上げ及び国民健康保険税の軽減拡大等の改正を専決処分によりしたものです。

1 ページをお開きください。

第2条第2項の改正は、国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を66万円としたものです。

同条第3項の改正は、国民健康保険税の後期高齢者支援金の課税限度額を26万円としたものです。

第23条第2号の改正は、5割軽減の対象となる所得の増減の基準となる算定の被保険者1人当たりに乗じる金額を30万5,000円に引き上げ、軽減を拡大したものです。

同条同項第3号の改正は、2割軽減の対象となる所得の上限の基準の算定の被保険者1人

当たりに乗ずる金額を54万5,000円に引き上げ、軽減を拡大したものです。

2ページをお開きください。

附則です。

第1項は、施行日を令和7年4月1日としたものです。

第2項は、改正後の住田町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和6年度分までについては従前の例にしたものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、承認第4号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについてを採決します。

承認第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

従って、承認第4号 住田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

◎日程第7 議案第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第7、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は、医療費給付の対象である重度心身障害者に精神障害者保健福祉手帳1級所
持者を追加する規定等の整備をしようとするものです。

それでは、改正前後の対照表により説明いたします。

1 ページを御覧ください。

第1条の改正は、文言の整理をしようとするものです。

第2条第3項の改正は、重度心身障害者の定義に精神障害者保健福祉手帳1級所持者の規
定を追加しようとするものです。

2 ページから3 ページを御覧ください。

第3条から第5条、第7条、第10条及び第11条の改正は、文言の整理をしようとする
ものです。

附則です。

第1項は、施行日を定めようとするものです。この条例は、令和7年8月1日に施行しよ
うとするものです。

第2項は、経過措置を定めようとするもので、施行日前の受領等は従前の例にしようとする
ものです。

以上、説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正

する条例を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

従って、議案第1号 子ども、妊産婦及び重度心身障害者医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第2号

○議長（佐々木春一君） 日程第8、議案第2号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第2号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,330万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億7,230万2,000円とするものであります。

初めに、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は7ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

15款県支出金76万7,000円の増は、移住支援事業費補助金75万円の増が主なものであります。

18款繰入金1,246万円の増は、財政調整基金繰入金の増によるものであります。

20款諸収入7万5,000円の増は、農業者年金業務受託金の増によるものであります。続きまして、歳出について御説明いたします。

3ページをお開き願います。なお、詳細は8ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

2 款総務費 1, 0 5 6 万 7, 0 0 0 円の増は、弁護士委託料の増が主なものであります。

3 款民生費 3 2 0 万 1, 0 0 0 円の増は、国民健康保険特別会計繰出金 1 3 9 万 2, 0 0 0 円の増が主なものであります。

4 款衛生費 1 0 万円の減は、会計年度任用職員報酬 3 2 万 5, 0 0 0 円の減が主なものであります。

6 款農林業費 1 4 万 1, 0 0 0 円の増は、消防用設備保守点検委託料の増が主なものであります。

7 款商工費 5 2 万 5, 0 0 0 円の減は、会計年度任用職員報酬の減によるものであります。

1 0 款教育費 1 万 8, 0 0 0 円の増は、消防用設備保守点検委託料の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

2 番、荻原 勝君。

○2 番（荻原 勝君） 8 ページ、歳出、2 款総務費、1 項総務管理費の 6 目企画費の中の 1 8 節負担金補助金及び交付金、地域おこし協力隊家賃補助金 2 4 2 万 6, 0 0 0 円について伺います。

地域おこし協力隊への家賃補助は、他自治体でも一般的なものなのかどうか、伺いたいと思います。

それから、2 点目、同じページの 3 款民生費、1 項社会福祉費、5 目交通対策費の J R 釜石線利用促進協議会事業負担金 1 0 0 万円について伺います。どのような事業を考えているのか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは、1 点目の地域おこし協力隊家賃補助金についてお答えをいたします。

これまで地域おこし協力隊の報酬の算定において、家賃分を加算して報酬を算定することとしておりましたが、現在、会計年度任用職員として採用しておりまして、会計年度任用職員の給与等の算定では、住居手当の算定が想定されていないというものでございます。報酬の中で想定されていない家賃分を加算するというのは、制度の運用上好ましくないというこ

とで、今回、2款総務費、4款衛生費、7款商工費のそれぞれ地域おこし協力隊の報酬の家賃分をこちらの2款の補助金に組み替えをしたものでございます。

県内の状況ですと、山田町など一部の市町村で実施をしているところではございますが、補助金として交付するのが一般的かどうかというのはそれぞれの自治体の判断によるものですので、そこは一般的かどうかというところは、一概には申し上げられないところかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 住民税務課長。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 私のほうからは2点目、J R釜石線利用促進協議会事業負担金についてお答えいたします。

J R釜石線利用促進協議会事業負担金は、J R釜石線沿線市町村等が構成員となっている利用促進協議会への住田町の負担分ということでございます。利用促進協議会は、J R釜石線の利用促進につながるような事業を展開していくものです。事業内容の意思決定についてはこれからございまして、検討段階ではございますが、昨年度実施したシンポジウムやモニターツアーを踏襲したような形での事業展開となっていくものと検討しているものでございます。

以上になります。

○議長（佐々木春一君） 荻原 勝君。

○2番（荻原 勝君） では、1点目についてだけ2回目の質問いたします。

242万6,000円ということですけども、何人分ということで想定しているのか伺いたいと思います。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 対象となる人数でございますが、2款総務費のほうでは3名分、それから4款衛生費、それから7款商工費の分ではそれぞれ1名分の報酬を計上しておりますので、計5名分の補助金を予定しております。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） そのほかありませんか。

6番、村上 薫君。

○6番（村上 薫君） 2点お伺いをいたします。

8ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節の委託料の弁護士委託

料についてお伺いをいたします。８８１万７，０００円ということで計上になっておりますが、これは今回の木工２事業体に係る７億９，０００万の貸付訴訟に係る弁護士の委託料なのか確認をいたします。どのような算定方式なのかお伺いいたします。

２点目です。同じく８ページの２２節の償還金利子及び割引料の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金６４０万６，０００円についてでございます。これは政府の地方創生ということで、全国の各自治体のほうに交付されているものですが、国からの１００％を交付されるものです。すみチケとかいろいろ今までやっていただいておりますけども、返還をしないで全額を使い切るということが一番よかったのかなというふうに思いますが、これは各課あるいは事業所等も含めてですね、物価高騰に対する意見とか聴取をされて、返還をせざるを得なくなったのか、お伺いいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 私のほうからは弁護士委託料に関わって答弁させていただきます。

この部分は木工２事業体の部分かということでございますが、そのように町の保証債務履行請求事件ということで整理してございますが、そちらの分が終結したことによりまして、町が委託しております弁護士に対して報酬金を委託料として支払うものでございます。

そして、その部分につきましてはどのような内容かということでございますけれども、和解金を基礎額といたしまして算定したものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高萩政之君） 私からは２点目の交付金の返還金についてお答えをいたします。

まず、今回計上いたしました返還金は、令和５年度の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の分の返還となります。

内訳でございますが、国のほうでルール等を示して全国一律で行われます低所得者世帯支援枠、こちらの部分で９１万４，０００円ほど。それから市町村の裁量で国が示しました推奨事業メニューの中から選択、あるいは工夫して実施ができる推奨事業メニューの部分では、子育て世帯臨時特別給付金の部分で６１万９，０００円、すみチケ２０２３プラスワンの部分で３８６万８，０００円余。それから、生活困窮者原油価格物価高騰等特別対策給付金、こちらのほうで１０６万２，０００円。以上の結果、総額で６４０万５，０００円の返還金という結果となりました。

議員御質問のとおり、せっかく国から10分の10で交付される交付金ですので、全額使い切るべきところではございましたが、まず、低所得者世帯支援枠につきましては、こちらは余剰が出た場合には、こちらは返還をするということになっておりますので、こちらの裁量でどうすることもできなかったわけですが、推奨事業のメニューについては、例えば事業間で融通し合うですとか、そういった対応を取るべきところではございましたが、国の補正予算に基づいて予算計上いたしまして、年度末まであまり時間的な余裕がない中進めていたことですか、当初繰越しを想定せずに年度内で事業を完了させるという計画で進めていたことから、これらの事業について繰越しの手続を行っていなかったこと、それらもございまして、やむなく今回返還ということに至った経緯でございます。

今回の反省を生かしまして、先ほど令和6年度補正予算の専決処分の中でも繰越明許費の補正をさせていただきました。通常であれば一般的には繰越明許費の補正というのは専決処分にはあまりそぐわないというものではございますが、こういった100%交付金使い切るのがやはり必要だろうということで、あまり例のないことではございましたが、繰越明許費を補正して、可能な限り100%使い切るというようなことで、その反省を今回生かしているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） それでは、最初の弁護士の委託料に関わってお伺いいたします。

今回の木工2事業体に係る和解金、約1億9,000万円に基づくものを算定だということとで分かりました。

弁護士の委託料に当たっては、今回の成功報酬と申しますかね、成功報酬もあるかと思えますし、その前に着手するのであれば着手金というものもあるかと思えます。着手金については幾らぐらいのところをお支払いをしたのか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） この裁判については着手金という設定はございませんでして、調停の申立てという部分では、平成29年度に110万4,000円ほどお支払いしてございますし、あと後に、概算累計でございますが、平成29年から令和6年度までの部分でございますとおおよそ400万円ほどの委託料を支払っているという状況でございます。

以上です。

○議長（佐々木春一君） 村上 薫君。

○6番（村上 薫君） そうしますと、全体で調停から、それから平成29年から令和6年400万と1,500万近くが弁護士さんのほうにお支払いになっているということと分かりました。まずそれはそれで分かりました。

2項目めのほうに行きますが、物価高の高騰についてですけども、時間的な余裕もなくして繰越しもできなかつた。今は繰越しということで100%使えるようにしているということとでございます。いずれ物価高騰ということで、今の米の高さもあるわけですが、今月中にすみチケが発行になるということとございますが、物価高騰に当たってすみチケの部分についてはですね、今1世帯2セットということになっておりますが、人数的に、例えば1人暮らしでも2セット、5人暮らしでも2セットということで、物価高騰についてはそれらの配分っていうんですかね、そちらのほうの検討も必要じゃないのかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木春一君） 質問者に申し上げますけども、事業の用途の質問項目でないためもありますけども、答弁を求めますが、そこを配慮して質問いただければと思います。

農政商工課長、菊田賢一君。

○農政商工課長（菊田賢一君） 今回の部分についてはすみチケ2023プラスワンの部分の不用額が多く出たというふうな部分がございますが、今現在進行中の2025の来週から販売を開始しますすみチケの部分でございますが、1世帯2セットというふうなことで今はお願いをしておりますし、例えば技能実習生とか、そういった方も対象にはなりますので、1人当たり2セットまでというふうなことになっております。これから企画する際には、議員の意見も参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木春一君） そのほか。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第1号）を採決します。
議案第2号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第2号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第3号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第3号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

住民税務課長、鈴木絹子さん。

○住民税務課長（鈴木絹子君） 議案第3号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ139万2,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ6億7,260万8,000円とするものであります。

それでは、補正後の歳入歳出予算を第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書書の2. 歳入を御覧ください。

5款繰入金139万2,000円の増は、事務費繰入金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3. 歳出を御覧ください。

1款総務費139万2,000円の増は、備品購入費の計上によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第3号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第3号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第3号 令和7年度住田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号

○議長（佐々木春一君） 日程第10、議案第4号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長、千葉英彦君。

○保健福祉課長（千葉英彦君） 議案第4号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

今回の補正予算は、保険事業勘定歳入歳出予算の補正であり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,416万4,000円にしようとするものです。

補正後の歳入歳出予算を2ページ、第1表歳入歳出補正予算により御説明いたします。

2ページをお開きください。

初めに、歳入について御説明いたします。

なお、詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書2．歳入を御覧ください。

7款繰入金62万1,000円の増は、一般会計繰入金37万7,000円、基金繰入金24万4,000円の増によるものです。

次に、歳出について御説明いたします。

詳細は5ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書3．歳出を御覧ください。

1款総務費37万7,000円の増は、介護保険事務処理システム更新業務委託料35万1,000円、気仙広域連合負担金2万6,000円の増によるものです。

7款諸支出金24万4,000円の増は、第1号被保険者保険料還付金の増によるものです。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第4号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第4号 令和7年度住田町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（佐々木春一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第11 議案第5号

○議長（佐々木春一君） 日程第11、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額に24万3,000円を増額しようとするものであります。

第3条の議会の議決を受けなければ流用することのできない経費の補正は、職員給与費の既決予定額に24万3,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の主な理由を、3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

収益的支出の補正は、1款1項4目総係費の職員手当費を24万3,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第5号 令和7年度住田町簡易水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第6号

○議長（佐々木春一君） 日程第12、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐々木淳一君。

○建設課長（佐々木淳一君） 議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

1ページを御覧ください。

第2条の収益的支出の予定額の補正は、既決予定額に270万8,000円を増額しようとするものであります。

第3条の継続費の補正は新規であります。本年度、単年度事業として実施しようとしておりました世田米浄化センター監視制御設備更新事業を令和7年度及び令和8年度の2か年にわたり実施しようとするものであります。事業費総額は、1億2,960万円で、年割額は令和7年度が2,160万円、令和8年度が1億800万円であり、令和7年度事業費につきましては、当初予算において既に措置済みとなっております。

補正予算の主な理由を3ページ、補正予算実施計画により御説明申し上げます。

3ページを御覧ください。

収益的支出の補正は、1款1項2目処理場施設管理費の修繕費を270万8,000円増額するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第6号 令和7年度住田町下水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号

○議長（佐々木春一君） 日程第13、議案第7号 防災行政無線同報系再送信子局設備等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

総務課長、横澤広幸君。

○総務課長（横澤広幸君） 議案第7号 防災行政無線同報系再送信子局設備等更新工事の請

負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明いたします。

今回の更新工事は、主に防災行政無線、同報系再送信子局の設備更新と親局に音声合成の機能を追加しようとするものであります。

現在の防災行政無線につきましては、平成23年度から24年度にかけて設備をデジタル化に更新したところでありますが、およそ10年が経過したことから、令和3年度に役場庁舎内の親局設備を更新し、令和6年度には中継局設備の更新を行っているところであります。今回、屋外にある再送信子局設備などを更新するものであります。

2枚目、システム系統図を御覧願います。

更新の具体的な内容は、赤枠で囲んでいる二つの部分であります。

一つ目につきましては、図面左側中央部の部分でございますが、役場庁舎内部に設置しております操作卓に音声合成の機能を追加するものであります。

次に、二つ目でございます。図面右側の囲み部分でございますが、再送信子局装置4局と簡易中継装置2局の合計6局の更新に加え、それに附属するスピーカー、空中線、外部接続箱の更新であります。

1枚目にお戻り願います。

工事場所につきましては、住田町役場庁舎ほか町内6か所であります。この工事は随意契約で行い、契約金額は7,975万円であり、請負業者は、住所、宮城県仙台市青葉区中央四丁目6番1号、氏名、株式会社国際電気東北支店、支店長、藤原周（ふじわらまこと）であります。仮契約日は令和7年5月30日で、着工は議会議決後の翌日、完了は令和8年3月23日を予定してございます。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

8番、林崎幸正君。

○8番（林崎幸正君） 単純なことを聞きますが、この金額に対して幾らかまげできるというふうな会話があったもんか、ないんか、お聞きします。

終わりです。

○議長（佐々木春一君） 総務課長。

○総務課長（横澤広幸君） 恐らく林崎議員のおっしゃる、知りたいということは落札率だと思いますので、落札率については95.1%でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木春一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） これで討論なしと認めます。

これから議案第7号 防災行政無線同報系再送信子局設備等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを採決します。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第7号 防災行政無線同報系再送信子局設備等更新工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第8号

○議長（佐々木春一君） 日程第14、議案第8号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高萩政之君。

○企画財政課長（高萩政之君） 議案第8号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

一般会計補正予算につきましては、先ほど議案第2号において、第1号補正を審議・可決いただいたところでございますが、その補正予算の調製後、国が経済対策として実施する低所得者支援及び定額減税補足給付金の中の不足額給付のうち、令和6年分所得税額で控除し切れなかった方に対する給付の対象者及び給付の総額等が確定し、これを町民の皆様は早期に給付するため、異例ではございますが、第2号の補正予算を本日追加提案させていただ

たところでございます。

それでは提案理由を御説明いたします。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,169万2,000円を追加、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ53億8,399万4,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算を、第1表により御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。

2ページをお開き願います。なお、詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の2.歳入を御覧ください。

14款国庫支出金1,169万2,000円の増は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるものであります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

詳細は6ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の3.歳出を御覧ください。

3款民生費1,169万2,000円の増は、定額減税補足給付金の増によるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、議案第8号 令和7年度住田町一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 請願審査報告 請願第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第15、請願審査報告 請願第1号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を議題とします。

総務教民常任委員長から審査報告書が提出されています。

職員に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

○議長（佐々木春一君） 委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、荻原 勝君。

〔総務教民常任委員長 荻原 勝君登壇〕

○総務教民常任委員長（荻原 勝君） 令和7年6月10日、第10回住田町議会定例会において、当総務教民常任委員会に付託された請願第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願について、審査の経過と結果を御報告します。

この請願については、令和7年6月11日に当委員会を開催し、委員全員出席の下に審査し、採択すべきものと決定したところであります。

請願者は、盛岡市本町通二丁目1番36号、岩手県社会保障推進協議会会長、佐藤嘉夫氏であります。紹介議員は、高橋 靖議員、佐々木信一議員であります。

請願の内容は、介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを早急に行うよう求めるため、関係機関に対し意見書を提出するよう請願するというものであります。

委員からは、訪問介護の成り手不足改善のためにも待遇改善が必要、早々に改善すべきなどの意見が出され、委員会の審査結果を採択すべきものと決定したものです。

以上、本委員会の審査について御報告申し上げましたが、委員会の意図するところを御理解いただき、各議員の賛同を賜りますようお願い申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

[発言する人なし]

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、請願第1号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

◎日程第16 発委第1号

○議長（佐々木春一君） 日程第16、発委第1号 訪問介護報酬引き下げ撤回と、介護報酬引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を議題とします。

職員に発委案を朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木春一君） 提出者の趣旨説明を求めます。

総務教民常任委員長、荻原 勝君。

[総務教民常任委員長 荻原 勝君登壇]

○総務教民常任委員長（荻原 勝君） 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書について、発委案の朗読をもって趣旨説明といた

します。

訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書。

昨年4月に介護報酬の改定が実施され、介護報酬は1.59%引き上げられましたが、訪問介護の基本報酬は2から3%も引き下げられ、多くの事業所から不安の声が上がっています。訪問介護は、とりわけ独り暮らしの高齢者をはじめ、要介護者やその家族の生活を支える上で欠かせないサービスです。

厚生労働省は、基本報酬の引下げ理由として、訪問介護の利益率が高いことを挙げています。これは、ヘルパーが効率的に訪問できる集合住宅併設型事業所や都市部の大手事業者が利益率の平均値を引き上げているものと推測されますが、厚生労働省の調査でも、約4割の訪問介護事業所は赤字であり、1件の訪問に車で数十分かけて移動している地方の実態からはかけ離れています。

2024年の介護事業者全体の倒産や休廃業・解散が過去最多の784社に達しました。そのうち訪問介護は529社と前年の427社から急増しています。調査した東京商工リサーチは、コスト高や介護人材不足に加えて報酬のマイナス改定があり、事業継続が難しくなっていると指摘しています。訪問介護事業所のほとんどが地域に密着した小規模零細事業所で、介護報酬の引下げにより、訪問介護事業所の多くが経営難に直面しています。

いわての介護を良くする会などが昨年5月に行った訪問介護事業所アンケートでは、介護報酬の引下げについて94.3%が「納得できない」と回答。影響については「事業所の経営が苦しくなる」81.4%、「ヘルパーの意欲・モチベーションが下がる」71.4%、「ヘルパーの賃金改善が難しくなる」70.0%など、事業所運営に大きく関わる問題が浮き彫りになりました。

訪問介護の人手不足は深刻です。ホームヘルパーの有効求人倍率は、2023年度で14.1倍と高水準です。さらに、2022年度介護従事者処遇状況等調査によれば、介護職員の賃金は、全産業平均を月額7万円下回っています。政府は訪問介護の基本報酬を引き下げても介護職員の処遇改善加算で補えるとしています。しかし、既に加算を受けている事業所は、基本報酬の引下げで減収となり、そのほかの加算も算定要件が厳しく、基本報酬の引下げ分を補えない事業所が出ています。

よって、本町議会は、介護事業者の経営環境及び介護職員の処遇の改善を実現し、在宅介護の基盤を存続させるため、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを早急に

行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月13日 岩手県住田町議会 議長 佐々木春一。

意見書を提出する機関は、衆議院議長様ほか関係機関であります。

以上、御提案申し上げますので、議員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木春一君） これから質疑を行います。

発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（佐々木春一君） 討論なしと認めます。

これから発委第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書を採決します。

発委第1号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（佐々木春一君） 起立多数であります。

したがって、発委第1号 訪問介護報酬の引き下げ撤回と、介護報酬の引き上げの再改定を早急に行うことを求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木春一君） これで本日の日程は全部終了しました。

第10回住田町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前 11 時 39 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員